

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 宮古市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.8%
全職員	68.7%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	95.2%
３１～３５年	94.0%
２６～３０年	93.2%
２１～２５年	89.1%
１６～２０年	92.9%
１１～１５年	86.4%
６～１０年	87.4%
１～５年	87.1%

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、日額・時間額で報酬等が支給される職員は、算出の対象外としています。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、75.4%が女性であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。